



副会長
丸島 儀一

知財立国の実現

— 国産技術の国際標準化の重要性 —

今月のことば

・はじめに

知財立国の理念に、知的財産の価値が最大限に発揮される環境を整備し将来にわたり新たな知的財産の創造がなされる基盤を確立し国民経済の健全な発展への寄与、及び、我が国産業の国際競争力強化によるわが国産業の持続的発展に寄与することが掲げられている。

現在、推進計画に沿って進行している知的財産の創造、保護及び活用並びに人材の育成にわたる知財改革により、知財立国の理念に言う、知的財産の価値が最大限に発揮される国内環境の整備は大筋において骨格が定まり、より具体的な事項についての改革が進行中と認識しており、また、将来にわたり新たな知的財産の創造がなされる基盤の確立については、技術立国を国是として、総合科学技術会議における国家戦略としての重点研究開発事項の決定と、それと連動して機能を果たす研究開発系の独立行政法人や大学改革の実現により国家戦略としての基盤の確立は着々と進んでいると認識している。

産業界に於いても知財立国の浸透と景気の回復傾向も味方してか研究開発費の大幅な増加傾向が報じられている。

・日本の事情

問題は、国内の保護環境の整備により、国内での研究開発が活性化し、知財の活用により国内市場で産業競争力が高まったとしても日本の知財立国は十分では無い。市場の小さいわが国の知財立国は、わが国産業が国際市場、特に市場の大きい国、或いは将来大きくなる国において国際競争力をつけることによってその市場で事業が優位に展開できることによって初めて達成されることは言うまでもなく明らかである。

・各国の事情

各国の産業政策にもよるが、自国の産業競争力

を強化するため、自国の市場は自国の産業が優位に事業展開出来るような施策を執ることが十分考えられる。その典型的手段の一つに国内技術標準が考えられる。いくら優秀な技術に基づく商品でもその国の技術標準に合わなければ一般には市場に参入できないことになる。参入のためにはその国の技術標準に合った技術開発を別途強いられる事になる。これでは産業競争力を高めることは難しいと思う。

・国際標準の効果

このような障害を受けずに優れた国産技術に基づく商品を国際市場に於いて事業展開するためには、その国産技術の国際標準化が最も効果がある。WTOの加入国ではTBT協定により、国際標準が国内標準に優先するからである。国内標準により国際標準を阻止することは出来ない。

・日本の知財立国の条件

以上の理由から、市場が大きい国とは違い、国際市場において国際競争力を確保しなければならない日本の知財立国の実現には、必要な国産技術の国際標準化が非常に重要になる。気持ちの上では必須であると言いたい。

国際標準化技術に必須の特許は合理的な条件で実施許諾する義務は生ずるが実施料収入と、自身で開発した技術で事業競争が展開できるので関連技術の優位性からも国際競争力は高くなるはずである。

国産技術の国際標準化は推進計画2004の中で最も重要な事項として推進されることを強く期待する。

・国産技術の国際標準化戦略

・国際標準化の主体

国産技術の国際標準化は長期的視野に立ち、継続的な取組と、必要に応じ他国との協調が必要になるので、基本的には産、官、学が連携して実行

にあたるべきと思う。

国家戦略として総合科学技術会議で決定された国家予算による重要研究開発テーマに関する国際標準化戦略は基本的には国の指導で実施されるべきものと思う。複数研究所、大学等で同時に進行する研究開発の全体的把握に基づく国際標準化戦略が必要となるからである。必要に応じ、このような機能を果たせる組織体が必要になると思う。

民間ベースの国産技術の国際標準化に際しては日本企業同士の協調と競争の考えが最も重要になる。このような環境の醸成が必要になる。

技術の標準化で争うのではなく、協力して標準化技術を完成し、後にその標準化技術を採用した事業で競争する関係を築くことが日本企業の国際市場における国際競争力を高めることになる。

・国際標準取得の方法

国際標準機関（ITU, IEC, ISO 等）に置ける国際標準は一国一票の投票で決定される。米国のような大国でも一票、日本も一票で不利、EUは構成国数の投票数を有するので基本的には有利である。

そこで米国もそうであるように、先ずフォーラムないしはコンソーシアムで主導権をとりつつグループで標準化技術を確立し、実施し、事実上の標準技術としてから国際標準機関で国際標準技術とする方法をとるのが有利のように思う。

・人材の養成と確保

コンソーシアム標準も国際標準も標準化に携る人は対象となる技術に詳しいこと、知財も含め政策的な思考能力と語学力が求められる。しかも長期に亘る継続性が非常に重要になる。

このような人材の養成が急務であり、しかも各社、各機関が夫々人材を確保するのではなく継続性確保のためこれ等の人材をプールする機関なり団体が必要になると思う。

勿論、国際標準機関の標準化に影響を与える組織部門や役割に十分な人材の配置が重要なことは言うまでも無いことである。

・技術の標準化と知的財産の問題

・標準化団体に参加できなかった者の問題

現在の技術の標準化についての特許ポリシーは、標準化技術に必須の特許について合理的条件で無差別（RAND）に実施許諾をすること、所謂、権利者単位でRANDでの許諾が義務付けられているのが一般である。

実際の標準化作業は多くの企業が研究開発を共同で行いながら標準化技術を確定していく所謂、開発型標準であるので標準化技術には多くの知的財産が伴うのが普通である。

RAND条件で実施許諾が得られるとしても、多くの権利者から許諾を得なければならず、全体としての実施料は高額となり事業競争力がなくなり、事実上標準化技術を採用する事業に参入することが出来なくなる。

事業参入を可能にするためには、少なくとも、標準技術単位でRANDでの実施許諾がされる特許ポリシーの確立とRAND条件の明確化が必要になると思う。

一部の標準化技術について標準化技術単位で合理的な条件で実施許諾する目的で特許プール制を導入した例も有るが、現在の仕組みでは権利者全員に強制できないので、成功する確率は少ないように思う。

・標準化団体がかかえる問題

標準化団体は一般に、標準化技術の開発に際しては第三者の知的財産を侵害しないように十分な注意をしているが、不幸にも標準技術が確立し、普及した後に問題となる第三者の知的財産が発見された場合、その第三者からRANDの条件で実施許諾が得られればよいが、第三者は実施許諾の義務が何ら無いので、RAND条件では実施許諾が得られないことも十分考えられる。

このような場合の標準化技術の継続実施のため、ある条件の下に何らかの救済処置が必要になると思う。

以上述べた両者の抱える問題をセットにして国際的な解決が図れることを期待したい。

・中央知財研での検討

担当副会長として、中央知財研に本年度の研究テーマとして、政策論も含め広く技術標準と特許の関係、弁理士と技術標準の関わり等について研究をお願いしており、私も議論に参加させて頂いております。

年内に研究報告書を発行する予定になっておりますので、ご期待とご活用をせつをお願いいたします。

・結び

標準化技術と特許の問題はあるにしても、日本の知財立国実現のためには国産技術の国際標準化が極めて重要であり、そして弁理士として技術標準と特許との関係を理解し、新しい分野の仕事に挑戦して頂きたい思いから技術標準について述べて見ました。

以上述べた内容は基本的なところは正副会長会の了解を得ておりますが、具体的な事項についての記載は私個人の考えを述べたものであります。

（原稿受領 2004.9.21）